

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険施設等における入所（居）者の
医療・介護サービス等の利用について

計2枚（本紙を除く）

Vol.873

令和2年9月18日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 T E L : 03-5253-1111(内線 3971、3929)

F A X : 03-3595-3670

事務連絡
令和2年9月18日

各 都道府県
指定都市
中核市 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただきいており、深く感謝申し上げます。

昨今、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入所（居）者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生しており、有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の適切な利用につきまして、「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について（令和2年9月4日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）」においてお示ししております。

また、入所施設・居住系サービスにおいては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&A（その2）について（令和2年4月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において、訪問診療の適切な受け入れをお願いする旨、お示ししています。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、本来利用・算定可能なサービスであって、入所（居）者が希望する、もしくは入所（居）者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不當に制限することがないよう、管内の介護保険施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）、（介護予防）特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、（介護予防）短期入所生活介護事業所、（介

護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等(以下「介護保険施設等」という。)に対しても周知をお願いします。

なお、新型コロナウィルス感染防止に向けた取組については、別添の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)」のうち、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染防止に向けた対応について」等においてお示ししているため、引き続きご対応いただくよう、あらためて管内の介護保険施設等に対し周知をお願いします。

以上